

福島県家畜人工授精用精液等譲渡契約約款

(総則)

- 第1条 福島県が譲渡する家畜人工授精用精液及び家畜受精卵（以下、「精液等」という）について福島県（以下「甲」という。）及び譲受者（以下「乙」という。）は、日本国の法令を遵守して、信義を守り、黒毛和種に係る精液等の譲渡については、この約款に基づかなければならない。
- 2 乙は、甲と精液等の譲渡契約を締結するに際し、本約款を紙面又は県ホームページで確認した場合、本内容に同意したことと見なす。ただし、後述する県内利用種雄牛の取扱に際しては、あらかじめ、甲の定める書式により、本約款に合意した旨の書面を甲に提出しなければならない。なお、乙は当該合意を取り消すことはできない。

(用語の定義)

第2条

一般種雄牛

当該牛から生産された精液、又はその精液で生産された受精卵を、福島県内外へ流通し、利用させることが可能なもの。対象牛は別表のとおり。

県内利用種雄牛

当該牛から生産された精液、又はその精液で生産された受精卵の流通・利用を福島県内に限るもの。対象牛は別表のとおり。

(利用範囲及び目的外利用の禁止)

第3条 一般種雄牛及び県内利用種雄牛の利用範囲及び目的外利用の禁止については、以下のとおり定める。

- (1) 一般種雄牛の精液等は、日本国外で利用してはならず、また、国内における繁殖用牛又は肥育用牛の生産（国内における繁殖用牛又は肥育用牛の生産の用に供する家畜受精卵の生産を含む。）及び種牛改良への利用に限るものとし、その他の目的のために利用してはならない。
- (2) 県内利用種雄牛の精液等は、福島県外で利用してはならず、また、県内における繁殖用牛又は肥育用牛の生産（県内における繁殖用牛又は肥育用牛の生産の用に供する家畜受精卵の生産を含む。）への利用に限るものとし、その他の目的（種雄牛造成を含み、これに限らない）のために利用してはならない。ただし、福島県知事が認める場合には、この限りではない。

(品質及び在庫の管理)

第4条 乙は、甲から譲渡された精液等について、的確かつ衛生的に保存してその品質を保全しなくてはならない。

- 2 乙は、甲から譲渡された精液等について、甲の定める方法において、その保存、利用、在庫、廃棄及び譲渡に関する事項を記録し、甲が求める場合には、当該記録を甲に報告しなければならない。

(第三者への譲渡)

第5条 乙は、甲から譲渡された精液等の一部または全部を第三者に譲渡する場合には、乙と当該第三者間の契約において、本契約により乙が負う義務と同様の義務を当該第三者に課さなければならない。

- 2 乙は、県内利用種雄牛において、前項に定める第三者への譲渡契約に係る合意書の写しを、甲に提出しなければならない。
- 3 乙は、甲から譲渡された精液等の一部または全部を第三者に譲渡する場合には、当該精液等の品質について一切の責任を負うものとする。ただし、当該精液等について、甲の過失があった場合には、この限りでない。

(精液等の返還)

第6条 甲は、乙がこの約款に違反していると認めるときは、乙に対し、譲渡した精液等の返還を求めることができる。

2 前項の場合において、乙は、甲から譲渡された精液等のうち、利用又は廃棄をしたもの以外のものを乙の費用において、ただちに甲に返還しなくてはならない。ただし、乙が第5条第1項に違反していない場合には、譲渡をしたものの返還は要しない。

(約款の変更)

第7条 甲は、必要と判断した場合には、乙に通知することなく本約款を変更することができるものとする。

2 前項による最新の約款は、福島県畜産課のホームページにより掲示する。

本約款は、令和7年4月1日から施行する。